

国保税についてよくある質問

Q1 毎年口座振替で納付していますが、今年度も口座振替になりますか？

A1 以前に口座振替の申請をしている方は、今年度も引き続き口座振替をご利用出来ます。引落としされる金額や口座振替日につきましては、6月中旬に世帯主様宛にお知らせした「令和6年国保税納税通知書」にてご確認ください。

Q2 私は職場の保険または後期高齢者医療保険に加入しているのに納付書が届いたのはなぜですか？

A2 ご家族（同世帯の方）に国保加入者はいませんか？納税通知書の「個人別課税明細書」に国保加入者のお名前を記載していますのでご確認ください。※世帯主が国保に加入していなくても、納税義務は世帯主に発生します。家族内でどなたが納付するかご家族でご相談ください。

Q3 現在、社会保険に加入しているまたは与那原町から転出したのに納付書が届いたのはなぜですか？

A3 国保をやめる手続きはお済ですか？社会保険に加入したときや転出したときには、喪失届の提出が必要です。健康保険課窓口にて手続きをお願いします。

Q4 家族の個人別の税額を教えてください。

A4 納税通知書の「個人別課税明細書」に記載がありますので、ご確認ください。※1世帯あたりの平等均等割については表下部にて記載しております。

Q5 前年度と比べて税額が高くなっているのはなぜですか？

A5 以下のケースが考えられます。

- ①前年中の所得が増加している。
- ②世帯で新たに国保に加入された方がいる。
- ③国保に加入した月に変更がある。
- ④同世帯に後期高齢者医療保険者加入者（旧保者）がいる。
 - ・旧保者が後期高齢者医療保険に加入して5年以上経過している。
→6年目からは軽減非該当
 - ・死亡等により旧保者の資格が喪失している。
→特定世帯に該当しないため軽減非該当